



事務所だより 5月号

西田成希税理士事務所

葉桜の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

通常であれば『ゴールデンウィーク』なのですが、今年は、新型コロナウイルスの影響で『ステイホーム』週間となってしまいました。とは言っても、家でジッとしていられないのでしょうか。芦屋川の河川敷には、家族連れやウォーキング、ランニングをしている方がたくさんいらっしゃいました（私？私は郵便局に行くときに通っただけです(^;))。



さて、4月終わりから大阪府や兵庫県の休業要請にかかる支援金・給付金の申請が始まりました。また、5月1日からは持続化給付金の申請も始まりました。

持続化給付金の申請は、原則、電子申請です。案の定、繋がらないなど、大混雑だったようです。入力内容等については、私でもお手伝いできることがありますので、ご不明な点等ありましたら、ご相談ください。

そこで、今回の事務所だよりは、各支援金等の内容を簡単に挙げました。大阪府は5月31日までの申請となりますが、慌てず書類を整えて申請されるのが良いと思います。

新型コロナウイルスは、4月の終わりには少し落ち着いたような感もありましたが、まだまだ再流行の恐れがありますので、要注意です。私は、冬に再流行しないか心配しています。未だ得体の知れないウイルスで、治療法も確立していません。冬に再流行となると、寒さ+乾燥、人間の体力はダウン+ウイルスは元気、となってしまう。冬も「緊急事態宣言」が出て「外出自粛」となれば、それこそ中小零細企業はおしまい。今回の支援金等で何とか乗り切った企業も止めを刺されることとなります。大企業とは企業体力が違いますので、『収入がなくなる』というのは本当に怖い。政府には、今の経験を生かして、今後の体制と治療法の確立をしてもらいたい。

では、事務所だより 5月号をお送りします。

では、事務所だより 5月号をお送りします。

外出自粛。馴染みの理容店には申し訳ないですが、自宅で散髪してみました(^;)



外出自粛。外出しても常にマスクで、口元が見えません。少し遊んでみました(^)。



☆ お知らせ (2020年5月の税務)

| 期 限 | 項 目 |
|-----------------------|--|
| 5月11日 | 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 5月15日 | 特別農業所得者の承認申請 |
| 6月1日 | 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 |
| | 3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞ |
| | 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分) |
| | 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞ |
| 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付 | |
| | 自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日) |
| | 鉦区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日) |

☆ 持続化給付金

今般の新型コロナウイルスにより緊急事態宣言後、企業に対して資金繰り対策や雇用調整助成金などの支援策が発表されましたが、資金繰り対策は、あくまで借入れであって返済が必要です。雇用調整助成金は、申請書類が簡素化されたとはいえ、就業規則や雇用条件が整備されていない中小零細企業では使いづらいものとなっていました。そんな中、返済不要の支援金として待ちに待った「持続化給付金」の申請が始まりました。

持続化給付金は、「感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金」となっています(法人200万円、個人100万円)。本当に再起の糧となるのか？自粛要請が5

月末まで伸びそうな気配ですが、そこまで企業が保つのか…？そのほうが心配ですが、ここでは主な要件と必要書類を挙げておきます。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

☆ 要件

2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たすこと。ただし、組合等については、別途規定があります。

- (1) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択。

☆ 必要書類

- (1) 申請書類（Web受付ページから入力）
- (2) 添付書類

・確定申告書の写し ・2020年分の対象とする月の売上台帳等 ・通帳の写し
確定申告書や売上台帳、通帳の写しは、PDFファイルや写真で送ります。スマホでも申請できます。

☆ 大阪府の休業支援金

次に、大阪では4月14日から国の緊急事態宣言を受けて、施設の使用制限の要請等が行われました。これによって、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」が支給されることになりました。支給額は、中小企業100万円、個人事業50万円となっています。申請は、4/27からです。

詳しくは、大阪府か大阪市のホームページでご確認下さい。

☆ 主な要件

令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件をすべて満たすこと。

- (1) 大阪府内に主たる事業所を有していること。
 - ・中小企業：本社が大阪府内にあること。
 - ・個人事業主：事業所が大阪府内にあること。
- (2) この「要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。
- (3) 令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。

☆ 必要書類

- (1) 申請書類
 - ・申請書（様式1）（Web受付ページから入力）
 - ・申請要件確認書（様式2）
 - ・誓約書（様式3）
- (2) 添付書類
 - ・確定申告書の写し ・使用制限を受ける施設の写し ・本人確認書類
 - ・売上減少を比較できる書類 ・振込先の金融機関の通帳の写し
 - ・営業許可証 ・賃貸借契約書 など

☆ 兵庫県の経営継続支援事業

大阪府に続き兵庫県でも4月15日から一定の業種・施設について使用停止や時短営業の要請が出されました。これに基づき支援金を県・市町が協調して支給することとなりました（趣旨は大阪府と同じです）。その内容が、4/28夕方にやっと明らかになりました。

詳しくは、兵庫県のHPを見ていただきたいのですが、要件と必要書類を記載します。

☆ 主な要件

主として次の3つを満たすこと。

- (1) 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること
- (2) 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること
- (3) 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

☆ 必要書類

- (1) 申請書（紙ベースです）
- (2) 添付書類
 - ・誓約書 ・本人確認書類 ・令和2年3月1日以前から営業活動を行っていることが分かる書類 ・休業等の対象施設であることが分かる書類
 - ・休業（営業時間の短縮）をしたことが分かる書類 ・平成31年4月及び令和2年4月（または、令和元年5月及び令和2年5月）の売上が分かる書類

このような申請、Q&Aもあるのですが、分かるようで分からない…。急な施策なので仕方ないのかもしれませんが、頭の良い人が頭の中で作ったもの、って感じです。

面白いのは、大阪府では書類に印鑑（実印）が必要で、兵庫県は自署となっている点ですね。在宅勤務ができない理由の一つとして判子文化が挙げられていましたが、兵庫県は批判を受けないようにしたのかもしれません。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488